

平成 19 年 5 月 11 日

各 位

会社名 高千穂電気株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 櫻井 恵  
(コード番号 2715 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長兼 CFO 磯上 篤生  
(TEL 03 - 3454 - 3526)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 22 日開催予定の第 61 回定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する不適切な買収を未然に防止し、もって当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるためには、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入することが不可欠であると考えております。このような対応策につきましては、株主の皆様のご意向を確認したうえで導入することが望ましいと考え、当社株式の大規模買付行為に関する基本方針を株主総会の決議により定めることができる旨定款に定めるものであります(変更案第 16 条)。  
なお、本対応方針につきましては、本日付当社プレスリリース「大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)のお知らせ」をご参照願います。
- (2) 上記の条文の追加に伴い、現行第 16 条以降を順次繰り下げまた、その他修正を行うものであります。

##### 2. 変更案の内容

変更案の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生予定日	平成 19 年 6 月 22 日

以上

別紙

< 現行定款・変更案対照表 >

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 単元株式数および単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする</p> <p>( 新設 )</p> <p>第16条 ゝ ( 条文省略 )</p> <p>第42条</p>	<p>( 単元株式数および単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>( 当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の決議 )</p> <p>第16条 当会社の株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、<u>当会社株式の大規模買付行為に関する対応策をその決議により定めることができる。</u></p> <p>2 前項における当会社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、<u>当社が資金調達または業務提携などを主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値および株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>第17条 ゝ ( 現行どおり )</p> <p>第43条</p>

以上